

下水道事業会計



下水道事業は、市が経営する公営企業として、下水道使用料などの収入で経費を賄うことを基本としながら、雨水の排水など、公共性の高い事業に係る経費については、一定のルールに

基づき、市税収入などで負担し、経営を行っています。収益的収支の決算額は、平成30年1月に使用料を引き上げたこともあり、1億4千574万円の黒字となりました。黒字額については、今後の借金返済に備え、減債積立金に全額を積み立てる予定です。

収益的収支

項目	金額
収益的収入	18億2,116万円
営業収益	7億4,429万円
(うち下水道使用料)	6億6,166万円
営業外収益	10億7,687万円
特別利益	0万円
収益的支出	16億7,542万円
営業費用	13億8,988万円
営業外費用	2億8,543万円
特別損失	11万円
純利益	1億4,574万円

資本的収支

項目	金額
資本的収入	8億6,793万円
企業債	6億1,300万円
負担金及び分担金	1,033万円
補助金	2億4,460万円
資本的支出	15億6,450万円
建設改良費	3億3,778万円
企業債償還金	12億2,672万円
収支不足額	6億9,657万円

前年度以前と同様に、収益的収支における減価償却費など、現金の支出を必要としない経費によって生じる内部留保資金により補てんしました。なお、令和元年度末における補てん財源残高は2億6千297万円で、平成28年度に策定した『下水道事業経営戦略』の見込み時よりも、2億643万円上回っています。

③ 実質公債費比率

市税や普通交付税などの収入額に占める一般会計などの公債費や公営企業の市債償還のために一般会計が負担した額などの合計額の割合



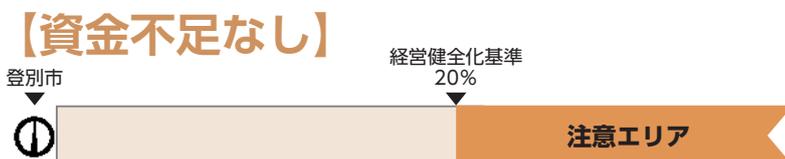
④ 将来負担比率

市税や普通交付税などの収入額に占める市債残高や退職手当引当金などの市が将来的に負担しなければならない額の割合



⑤ 資金不足比率 (公営企業)

それぞれの公営企業の事業規模に占める資金不足額の割合



? 健全化判断比率とは

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）』で定められている4つの財政指標で、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率があります。国では、それぞれに早期健全化基準と財政再生基準（④については、早期健全化基準のみ）を定めており、1つでも早期健全化基準を上回った団体は、財政健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、1つでも財政再生基準を上回った団体は、財政再生計画を策定し、国の監督の下で財政再建に取り組むこととなります。

? 資金不足比率とは

財政健全化法で、健全化判断比率とともに定められている財政指標で、国が定める経営健全化基準を上回った公営企業は、経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組まなければなりません。